

## 主任技術者の専任要件の緩和について

令和元年台風19号による災害復旧工事の発注が今後本格化することから、円滑な災害復旧を実施するため、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、本特例措置は、令和3年3月31日までに発注する建設工事に適用する。

### 記

鹿沼市が発注する災害復旧工事については、専任の主任技術者の兼任を2箇所まで認めることとする。

なお、監理技術者には適用されないことに留意すること。

### 【参考】

#### 鹿沼市入札参加者心得（抜粋）

#### 2.1 技術者の適正配置等

（省略）

(4) 配置する主任技術者又は監理技術者は、1件の請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）の工事については、工事現場ごとに専任でなければなりません。なお、専任で配置する技術者は、入札の申込のあった日（指名競争入札に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては開札日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に請負業者と3か月以上の雇用関係にあることが必要となります。

また、営業所専任の技術者となっている者は、専任が求められる工事（建設業の種類が異なる場合を含む）の主任技術者にはなれません。

(5) 工事現場ごとに専任でなければならない主任技術者について、当面の取扱いとして次の場合は兼務が認められます。

ア 鹿沼市が発注したものであること。

イ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合。

(6) 工事現場の専任でない主任技術者は、現場代理人を兼ねる場合は2か所まで、主任技術者のみ兼務する場合は、3か所まで兼務できます。